

水先人用移乗設備に関する事項

改正規則

安全設備規則

改正事項

水先人用移乗設備に関する事項

改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 23 規則においては、水先人用移乗設備に関する要件が規定されており、その詳細については、水先人用移乗設備に関する勧告（IMO 決議 A.1045(27)）に定められている。本条約の要件及び勧告については既に本会規則に取入れている。

IMO において、水先人用移乗設備に関する勧告（IMO 決議 A.1045(27)）の見直しが行われ、2015 年 12 月に開催された IMO 第 29 回総会で、その改正が IMO 決議 A.1108(29)として採択された。

このため、IMO 決議 A.1108(29)に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

乗降場所に設けられるハンドホールドの高さの基点をブルワーク頂部から甲板とする旨改めた。

改正条項

安全設備規則 附属書 4-2.3 1.3.1